

令和5年度 財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の基準

この監査は、江南市監査基準（令和2年江南市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の種類

この監査は、地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査である。

第3 監査の対象

- (1) 公の施設 江南市民文化会館
- (2) 指定管理者 【代表団体】(株)JTB コミュニケーションデザイン
【構成団体】昭和建物管理(株)
(株)ピーアンドピー
- (3) 担当課 教育部 生涯学習課
- (4) 監査の範囲 令和4年度事業（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）のうち指定管理料に係る出納及びその他の事務

第4 監査の着眼点

- (1) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (2) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (3) 協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 協定に基づく事業計画書、業務報告書及び事業報告書の点検、実地調査等は行われているか。
- (6) 指定管理者に対し、適正で安定したサービスの提供がなされているか、点検、確認、改善指示等のモニタリングを行っているか。

第5 主な実施内容

あらかじめ指定管理者及び担当課から資料の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取し、併せて関係諸帳簿及び書類等を検査して、監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 江南市民文化会館
- (2) 実施日程 令和6年1月24日

第7 指定管理の概要

I. 施設の概要

- (1) 名称 江南市民文化会館
- (2) 所在地 江南市北野町川石25番地1
- (3) 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造
地下1階、地上3階建
- (4) 敷地面積 26,082.31㎡
- (5) 建築面積 9,638.99㎡
- (6) 施設内容 大ホール(1,400席)、楽屋(5室)、講師控室、主催者事務室、第1練習室、第2練習室(41㎡)、第3練習室(78㎡)、小ホール(427席)、楽屋(3室)、楽屋事務室、第1会議室(176㎡)、第2会議室(108㎡)、特別会議室(76㎡)、音楽室(121㎡)、美術工芸室(124㎡)、第1和室(50㎡)、第2和室(59㎡)、展示室(197㎡)、レストラン(97.57㎡)等

II. 選定の経過

平成30年6月に指定管理者指定申請を受け、同年、市議会9月定例会において【代表団体】(株)JTB コミュニケーションデザイン、【構成団体】昭和建物管理(株)及び(株)ピーアンドピーの3者のグループを指定管理者に指定することが議決された。

なお、指定期間は平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間とする基本協定を平成31年1月11日に締結している。

III. 指定管理の概要

(1) 指定管理者名

【代表団体】(株)JTB コミュニケーションデザイン

【構成団体】昭和建物管理(株)

(株)ピーアンドピー

(2) 指定管理の期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間

(3) 指定管理料

令和元年度 74,679,000円

令和2年度 75,686,000円

令和3年度 75,094,000円

令和4年度 74,883,000円
 令和5年度 74,978,000円 計375,320,000円

(4) 主な業務内容

- ① 文化会館の管理運営に関すること
- ② 文化会館及び歴史民俗資料館の施設並びに設備の維持管理に関すること
- ③ 自主文化事業に関すること
- ④ レストランスペースの運営に関すること
- ⑤ 事業報告及び事業の評価等に関すること

IV. 令和4年度収支状況

収入 (単位：円)

科 目	金 額
文化会館利用料金	35,897,664
施設利用料金	27,033,264
附属設備利用料金	8,864,400
その他収入	4,344,151
複写機利用料	6,880
特別電源設備利用料	491,810
カフェ売上・自動販売機	3,651,161
舞台追加利用手数料	187,100
受託チケット手数料	7,200
指定管理料	74,883,000
合 計	115,124,815

支出

科 目	金 額
人件費	62,011,000
運營業務費	26,765,000
舞台業務費	19,516,000
維持管理業務費	15,730,000
事務費	24,950,588
管理費	28,105,786
合 計	115,067,374

収支差額 57,441

V. 利用状況（利用者数）

（単位：人、日）

項 目	4年度	3年度	30年度
大ホール	99,187	50,948	86,382
小ホール	23,216	13,198	33,420
展示室	8,704	6,831	10,974
第1会議室	20,443	15,907	25,820
第2会議室	12,360	11,304	15,447
特別会議室	2,211	1,224	3,889
音楽室	3,821	3,366	4,889
美術工芸室	10,331	7,318	10,838
第1和室	2,417	1,640	2,942
第2和室	3,214	2,192	3,493
第2練習室	288	238	527
第3練習室	1,270	935	2,176
合 計	187,462	115,101	200,797
利用日数	347	347	347

※第1練習室と楽屋はホールと同時利用

第8 監査の結果

監査の結果、市民文化会館の指定管理料に係る出納その他の事務は、適正に執行されているものと認められた。

指定管理者制度は、「公の施設」の管理について民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上と経費縮減を目指すため導入されたものである。

今後も、地域住民の文化、教養及び福祉の増進を図るため、市と指定管理者が相互に協力し、施設の管理運営や経営状況等の評価・検証を行い、今まで以上に快適で魅力ある施設となるように望むものである。